

報告第 5 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により南部町長の専決事項として指定された事項について、次のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、これを議会に報告する。

令和 8 年 9 月 1 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

専決処分書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、南部町長の専決事項として指定された事項のうち、地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、当該法令の条項及び用語を引用する規定を整理するため、地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて、次のとおり専決処分をする。

令和８年８月１２日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(南部町監査委員条例の一部改正)

第1条 南部町監査委員条例（平成16年南部町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(南部町上水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 南部町上水道事業の設置等に関する条例（平成16年南部町条例第159号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(南部町病院事業の設置に関する条例の一部改正)

第3条 南部町病院事業の設置に関する条例（平成16年南部町条例第175号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(南部町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第4条 南部町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年南部町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

(南部町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 南部町下水道事業の設置等に関する条例（令和5年南部町条例第20

号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

南部町監査委員条例(平成16年南部町条例第24号)新旧対照表 第1条関係

新	旧
(請求又は要求による監査) 第6条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは<u>第243条の2の9第3項</u>の規定による監査の請求又は第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。	(請求又は要求による監査) 第6条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは<u>第243条の2の8第3項</u>の規定による監査の請求又は第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。

南部町上水道事業の設置等に関する条例(平成16年南部町条例第159号)新旧対照表 第2条関係

新	旧
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により上水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により上水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

南部町病院事業の設置に関する条例(平成16年南部町条例第175号)新旧対照表 第3条関係

新	旧
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

南部町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年南部町条例第18号)新旧対照表 第4条関係

新	旧
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2の8第1項</u>の規定に基づき、町長若しくは町の委員会の委員若しくは委員又は町の職員(同法<u>第243条の2の9第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。))の町に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。 (損害賠償責任の一部免責) 第2条 町は、町長等の町に対する損害を賠償する責任を、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、町長等が賠償の責任を負う額から、町長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)<u>第173条の5第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。))に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。 (1)～(4) (略)	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、町長若しくは町の委員会の委員若しくは委員又は町の職員(同法<u>第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。))の町に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。 (損害賠償責任の一部免責) 第2条 町は、町長等の町に対する損害を賠償する責任を、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、町長等が賠償の責任を負う額から、町長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)<u>第173条第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。))に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。 (1)～(4) (略)

南部町下水道事業の設置等に関する条例(令和5年南部町条例第20号)新旧対照表 第5条関係

新	旧
(町議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について南部町議会(以下「町議会」という。)の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。	(町議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について南部町議会(以下「町議会」という。)の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。